

公益財団法人富山県健康づくり財団行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成31年3月31日までの 4年間

2. 内容

目標1：平成28年3月までに、所定外労働を削減するため、平成26年4月から6月までの平均時間より10%削減する。

<対策>

- 平成27年 6月～ 所定外労働の現状及び対象時間を把握
- 平成27年 9月～ 部署ごとに問題点の検討
- 平成28年 4月～ 目標時間による勤務の実施
職員への周知（毎月）

目標2：平成29年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間12日以上とする。

<対策>

- 平成27年 9月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成27年11月～ 部署毎に問題点の検討
- 平成28年 4月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 平成28年 4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標3：産前産後休業や育児休業など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成27年 4月～ 法に基づく諸制度の調査
最新の制度や新しい情報を職員に随時提供する